

習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間認可保育所の健全な運営及び児童の保育の内容の向上を図るため、習志野市民間認可保育所運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間認可保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により千葉県知事の認可を得て設置されている法第39条第1項に規定する市内の施設で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (2) 基本保育分 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第34条に原則として定められている、1日につき8時間の保育の実施に係る費用をいう。
- (3) 特別保育分 基本保育分以外の保育の実施に係る費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、市内において市長が法第24条第1項の規定により保育する必要があると認める児童を現に保育している民間認可保育所を設置するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付基準額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、補助金額は予算の範囲内において市長が定める金額とし、千円未満についてはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 基本保育分 基本保育分に係る事業内容及び補助基準(別表第1)に定めるとおりとする。
 - (2) 特別保育分 特別保育分に係る事業内容及び補助基準(別表第2)に定めるとおりとする。
 - (3) 前2号に定めるもののほか助成対象とする費用 その他分の事業内容及び補助基準(別表第3)に定めるとおりとする。
 - (4) 補助金の額は、補助事業ごとの交付基準額により算定された額又は実際の当該補助対象経費に相当する額(寄付金その他の収入額を控除した額)のうちいずれか少ない方の額とする。
- 2 前項の規定により補助金の交付の対象となる事業のうち、習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準(以下「市基準」という。)において配置すべき職員の数が定められているものについては、その数の職員を配置していなければならない。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号のとおり条件を付するものとする。

- (1) 関係法令等に従い、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止又は廃止しようとする日の1年前までに市長に申し出て、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る収支予算書、事業計画書、決算報告書及び事業報告書を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の表に定める区分に従い、習志野市民間認可保育所運営費補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

区分	補助対象期間
第1期	4月から9月まで
第2期	10月から3月まで

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、当該年度2回目以降の申請の場合で、内容に変更がないときは省略することができる。

- (1) 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付申請に係る基本情報(別記第2号様式)
- (2) 習志野市民間認可保育所運営費補助金補助額一覧表(別記第3号様式)
- (3) 習志野市民間認可保育所運営費補助金支出額内訳書(別記第4号様式)

(実績報告)

第7条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、習志野市民間認可保育所運営費補助金実績報告書(別記第5号様式)に前条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び実績報告に係る添付書類一覧(別表第4)に定める書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、前条に定める交付の申請(この項の適用を受けようとする旨を記載したものに限る。)及び実績報告に係る添付書類一覧に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(交付の特例)

第8条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 3月27日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

基本保育分に係る事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
1. 定数外保育士設置事業	<p>市基準に定める職員配置の基準を満たすための保育士の設置に要する経費に相当する額</p> <p>また、利用定員を弾力化した場合に、各クラスにおける必要保育教諭等の数の算定において、1人未満の端数を切り上げた数の総数が増となるときは、その数を加えるものとする。</p>	<p>補助対象保育士1人 当たり月額205,530円×16.45か月× 補助対象月数÷12月</p>
2. 看護師設置事業	<p>市基準に定める職員配置の基準を満たすための常勤看護師の設置に要する経費に相当する額</p>	<p>1保育所当たり月額244,306円×14.55か月×補助対象月数÷12月</p>
3. 栄養士設置事業	<p>市基準に定める職員配置の基準を満たすための常勤栄養士の設置に要する経費に相当する額</p>	<p>1保育所当たり月額188,700円×(12か月×2÷5(公定価格による加算の適用を受けない場合にあっては1))+4.45か月)×補助対象月数÷12月</p>
4. 調理員設置事業	<p>(1) 通常分</p> <p>市基準に定める職員配置の基準を満たすための調理員の設置に要する経費に相当する額。ただし、補助金額の算出に当たっては、この数より以下の人数を減じるものとする。</p> <p>ア 定員40人以下の施設 1名 イ 定員41人以上150人以下の施設 2名 ウ 定員151人以上の施設 2名</p> <p>(2) 特別加配分</p> <p>アレルギーその他市長がこれに相当するものとしてやむを得ないと認める理由により、除去食・代替食を要する児童が5人につき、調理員1名の設置に要する経費に相当する額</p>	<p>(1) 調理員1人当たり月額176,200円×16.45か月×補助対象月数÷12月</p> <p>(2) 調理員1人当たり月額84,933円×12月</p>

5. 事務職員設置事業	事務職員の設置に要する経費に相当する額。ただし、公定価格に含まれる職員数に係る経費を除くものとする。	1保育所当たり月額38,130円を限度とする。
6. 保育教材購入事業	保育内容の充実、向上のための物品の購入に要する経費に相当する額	177円×各月1日在籍の児童数
7. 児童健康診断実施事業	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第12条に基づく1年に2回の健康診断に加えて実施する健康診断、眼科検診及び歯科検診に要する経費に相当する額	1健診・検診につき29,100円を限度とする。
8. 主食費徴収免除事業	<p>当該年度の当初に3歳以上であり、次のいずれかに該当する児童(以下「主食費徴収免除対象子ども」という。)の主食費の徴収の免除に要する経費に相当する額。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号ロ(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども</p> <p>(3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されないものに準ずるものである子ども</p>	35円(児童1人当たりの主食材料費が35円を下回る場合はその額)×各月1日の主食費徴収免除対象子ども数×給食実施日数
9. 職員健康診断実施事業	年1回の健康診断(胸部レントゲン及び尿検査を含む。)に要する経費に相当する額	2,000円×受診した職員数

	ただし、国配置基準による職員数に係る経費を除く。	
10. 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	独立行政法人日本スポーツ振興センター加入に係る保護者の負担を軽減するため、負担金に要する経費に相当する額	児童1人当たり年額125円(要保護世帯については55円)を限度とする。
11. 賠償責任保険加入事業	保育所の管理における瑕疵による事故等に起因する損害賠償等の負担を軽減するため、賠償責任保険に要する経費に相当する額	1保育所当たり年額30,000円を限度とする。
12. 職員研修実施事業	職員の資質向上のために実施する研修への出席に要する経費に相当する額	1保育所当たり年額50,000円を限度とする。
13. おむつ回収事業	おむつの自園処理を行った場合の事業系ごみの廃棄に要する経費に相当する額	100円×各月1日の3歳未満児の在籍数
14. 実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給者(本市に住所を有する教育・保育給付認定保護者のうち、習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則(平成27年規則第28号)別表第1又は別表第2のA階層に属する者(前年度において、これらの認定を受けていた者を含む。))が、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき次の経費に相当する額。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	児童1人当たり月額2,500円を限度とする。
15. 第三者評価受審事業	第三者評価の受審(公定価格の加算による事業と同等の事業として市長が認めるものをいう。)に要する経費に相当する額。 ただし、公定価格による加算適用年度から起算して、4年度目又は5年度目のいずれかの年度の事業に限る。	1保育所当たり年額150,000円を限度とする。

※ 年間実施回数が規定されている事業については、実施月が属する補助対象期間の区分において申請するものとする。

特別保育分に係る事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
1. 予備保育士設置事業(特定乳幼児受入分)	<p>次の各号のいずれかに該当する児童の受入れのために、別表第1の1. 定数外保育士設置事業に基づく保育士の配置に加え、更に当該児童の保育に従事する保育士を設置することに要する経費に相当する額。(千葉県保育士配置改善事業実施要綱(平成28年2月16日児第3062号)に定める要件に準拠する。)</p> <p>なお、本事業の実施前に、習志野市保育指導委員会の審議を経ていない場合は、当該児童の受入後、速やかに習志野市保育指導委員会の審議を受け、審議結果に基づく職員配置を行うものとする(審議前の職員配置については、年齢区分ごとに1:1又は3:1の職員配置を行うこととする。)</p> <p>(1) 生後3か月未満の乳児</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)</p> <p>(3) 第2号に該当する児童以外の児童で身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童の保育の実施</p> <p>(4) 第2号に該当する児童以外の児童で療育手帳の交付を受けた児童</p> <p>(5) 前号に規定する児童と同等程度の障害を有すると児童相談所長が判断した児童</p>	<p>補助対象保育教諭1人当たり 205,530円×16.45か月×補助対象月数/12月</p> <p>補助対象月数は、生後3か月未満の乳児を受け入れた民間保育所にあつては年度当初から当該児童を受け入れた月の前月までのうち当該保育士の配置がある月数とし、生後3か月未満の乳児以外の対象児童を受け入れた民間保育所にあつては当該児童が入所する月数のうち当該保育士の配置がある月数とする。</p>

<p>2. 特別支援保育実施事業</p>	<p>(1) 習志野市保育指導委員会において、特別な支援が必要であると判断した児童の保育の実施に当たり、保育士の配置に要する経費に相当する額。この場合において、当該額は、次に掲げるところにより算出するものとする。</p> <p>ただし、当該年度の入所児童又は連携先からの進級児童に限り、本事業の実施前に、習志野市保育指導委員会の審議を経ていない場合は、当該児童の受入後に、第1期中に開催される習志野市保育指導委員会の審議を受け、審議結果に基づき職員配置を行うことができる(審議前の職員配置については、年齢区分ごとに1:1又は3:1の職員配置を行うものとする。)</p> <p>ア 1. 予備保育士設置事業(特定乳幼児受入分)に該当する児童を除くものとする。</p> <p>イ 習志野市保育指導委員会の決定による基準に定める定員を上限とする。</p> <p>(2) 医療的ケア児保育支援モデル事業 市が実施する医療的ケア児保育支援モデル事業と同等の事業として市長が認めるもの</p>	<p>(1)補助対象保育士1人当たり月額205,530円×16.45か月×補助対象月数/12月(第1号ただし書の規定の適用する場合において、習志野市保育指導委員会の審議の結果により加配(審議前の職員配置の配置割合を含む。)が認められなかったときは、この算定結果に2で除した額を補助基準額とする。)</p> <p>(2)保育士の設置にあつては定数外保育士設置事業と、看護師の設置にあつては看護師設置事業の補助基準額と同額とする。これらは、いずれかの適用とする。</p>
<p>3. 産休明け保育実施事業</p>	<p>(1) 生後57日目から4か月未満の乳児を対象とした、産休明け保育を実施するために要する経費に相当する額。ただし、予備保育士設置事業(特定乳幼児受入分)に該当する児童を除くものとする。</p> <p>(2) 保育士の配置人数が、2対1以上である場合に限る。</p>	<p>補助対象保育士1人当たり月額205,530円</p>
<p>4. 一時保育実施事業</p>	<p>保護者の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う、一時的な保育に要する経費に相当する額</p>	<p>国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される運営費(一般型及び余裕活用に係るものを</p>

		<p>いう。)に係る基準額に準拠した額</p> <p>この場合において、当該基準額に係る利用児童数の算定に当たっては、市基準の規定による各年齢の必要保育士数に応じた算定を行うものとする。</p>
5. 休日保育実施事業	<p>(1) 日曜日、国民の祝日等においても開所し、保育を実施するために要する経費に相当する額</p> <p>(2) 保育士の配置人数が、2人以上である場合に限る。</p>	月額100,000円

その他分の事業内容及び補助基準

補助事業名	補助事業内容・対象	補助基準額
1. 地域交流活動支援事業	保育所が、地域との交流活動を実施するに当たり要する経費に相当する額 (1) 子育て家庭の育児不安への相談指導 (2) 所庭の開放による地域との交流 (3) 児童の地域住民とのふれ合い活動 (4) その他市長が認める事業	上記の事業を実施するに当たり支出する経費のうち、人件費を除いたものを対象とし、年間120,000円を限度とする。
2. 保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)	国の定める要綱に基づき保育所において実施する次の事業に要する経費に相当する額 (1) かかり増し経費等(職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費をいう。) (2) 消耗品等の購入等(新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から行うマスク、消毒液等の購入等をいう。)	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に規定される保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)に係る基準額に準拠した額
3. 地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	国の定める要綱に基づき一時保育実施事業において実施する次の事業に要する経費に相当する額 (1) かかり増し経費等(職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費をいう。) (2) 消耗品等の購入等(新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から行うマスク、消毒液等の購入等をいう。)	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定される新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業に係る基準額に準拠した額

実績報告に係る添付書類一覧

基本保育分

事業名	添付書類
1. 定数外保育士設置事業 2. 看護師設置事業 3. 栄養士設置事業 4. 調理員設置事業 5. 事務職員設置事業	(1) 職員名簿 (各事業に対応する職員配置状況が分かるもの) (2) 資格を要する事業については資格者証の写し (3) 就業規則及び給与規程の写し (4) 給与の支払状況を証する書類 (5) 調理員設置事業の特別加配分 当該児童について加配を要することを証する書類(医師が作成した指導票その他これに類するものをいう。)
6. 保育教材購入事業 7. 児童健康診断実施事業	(1) 児童名簿など対象児童数が分かるもの (2) 対象経費の支払状況を証する書類
8. 主食費徴収免除事業	(1) 主食費徴収免除対象子どもであることを証する書類(管外受託児童のみ。)
9. 職員健康診断実施事業	(1) 各診断、検査の実施について、受診した職員及び実施状況並びに支払状況を証する書類
10. 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入事業	(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入契約書の写し (2) 加入児童名簿 (3) 保護者負担費がわかるもの
11. 賠償責任保険加入事業	(1) 賠償責任保険の加入契約書の写し (2) 支払明細書の写し
12. 職員研修実施事業	(1) 職員研修の実績状況 (2) 研修への出席に要する経費がわかるもの
13. おむつ回収事業	(1) 児童名簿など対象児童数が分かるもの
14. 実費徴収に係る補足給付事業	(1) 補足給付事業について、事業の実施状況並びに支払状況を証する書類
15. 第三者評価受審事業	(1) 評価機関と締結した契約書又は契約内容を証する書類 (2) 受審結果が分かる資料(受診結果及び公表を行っているホームページの写し)

※ 添付書類は、当該記載事項に相当する事項が記載された書類に代えることができる。

※ 複数の事業において、同様の添付書類の提出を要する場合、1部のみの提出とすることができる。

※ 資格者証の写し、就業規則及び給与規程並びに調理員設置事業の特別加配分に係る資料については、2回目の申請に当たっては、変更が生じた場合のみ添付すること。

特別保育分

事業名	添付書類
1. 予備保育士設置事業(特定乳幼児受入分)	利用児童数、職員配置状況、事業実施時間(日)等の事業の実施状況が分かるもの
2. 特別支援保育実施事業	
3. 産休明け保育実施事業	
4. 一時保育実施事業	
5. 休日保育実施事業	

その他分

事業名	添付書類
1. 地域交流活動支援事業	(1) 開催日時、内容、参加者数、経費の内訳等が分かるもの (2) 給与の支払状況を証する書類
2. 保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)	(1) 各月の実施状況が分かる書類 (2) かかり増し経費等に係る事業の実施状況を証する書類の写し (3) かかり増し経費等の支払状況を証する書類の写し (4) 消耗品等の購入等に要する支払明細書の写し
3. 地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	(1) 各月の実施状況が分かる書類 (2) かかり増し経費等に係る事業の実施状況を証する書類の写し (3) かかり増し経費等の支払状況を証する書類の写し (4) 消耗品等の購入等に要する支払明細書の写し